

※【参考】対象者や防災に関する情報(ハザードマップや避難場所等)の確認

対象者の自宅の災害リスクを「ハザードマップ」を見て確認します。

- ・地震と大雨・洪水では災害のリスクや開設される避難施設が異なる場合があります。
- ・該当する地区の各種マップを確認し、避難施設や自宅周辺の危険な箇所を事前に確認してください。

町田市の防災マップ・ハザードマップ

◆「町田市防災マップ」

- ・地震時の市内の避難施設・避難広場等を掲載しています。



◆「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」

- ・大雨・洪水時に想定される浸水深や土砂災害警戒区域、避難施設等を掲載しています。

町田市 ハザードマップ



(引用:内閣府「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」)

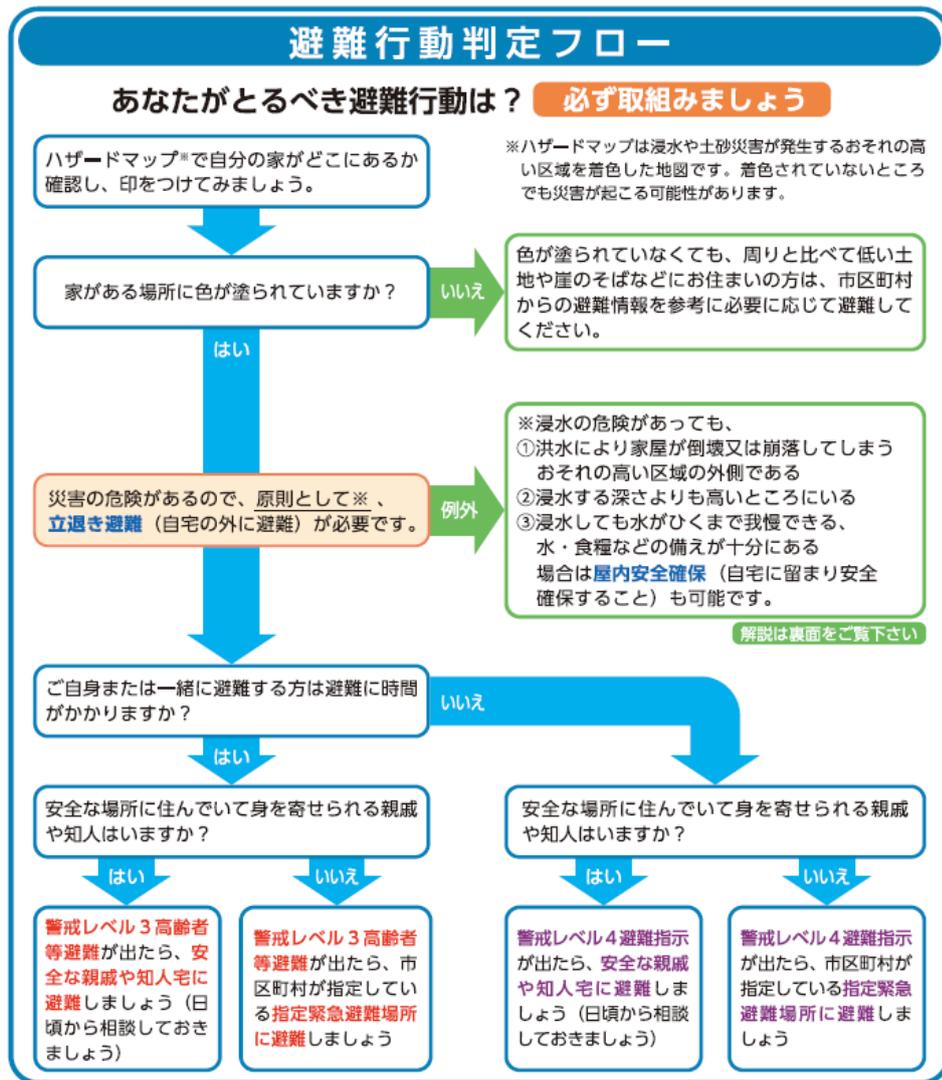
ここはチェック!

Q 「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」で、色が塗られている箇所と塗られていない箇所があるのですが、計画作成上、どの様に考えればよいでしょうか?

A 風水害の場合で、「対象者の自宅の場所に色が塗られていない」、かつ「自宅の倒壊や崩落の恐れがない」場合には、原則として「在宅避難(自宅に留まる)」になります。

逆に、「自宅の場所に色が塗られている」、または塗られていなくても「自宅の倒壊や崩落の恐れがある」場合には、原則として「避難する(自宅に留まらない)」になります。

詳細は、次ページの内閣府「避難行動判定フロー」を参照下さい。



(引用:内閣府「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」)

対象者の自宅付近の避難施設等を確認します。

- ・確認したハザードマップの情報をふまえ、災害時の避難先について検討します。
- ・在宅避難が難しい場合は、まず、親族宅や知人宅など、対象者が安心して避難できる避難先を検討し、避難先がない場合は市が開設する避難施設も検討します。
- ・市が開設する避難広場・避難施設は、町田市ホームページでご確認ください。
(次ページの二次元コードから確認できます。)

町田市の指定避難施設（避難所）

◆「避難施設（避難所）」とは？

- ・地震による自宅倒壊等、住居を失った被災者の仮宿泊施設となる場所。
学校の体育館等の屋内施設。（学校にはオープンスペースとして校庭があるため、避難施設は避難広場も兼ねる。）

◆「避難広場（避難場所）」との違いは？

- ・避難広場は、大きな地震が発生した場合などに、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行なうために集合する場所。（大きな公園や学校の校庭など）

避難施設(避難所)はこちらから確認できます！



地震の場合



風水害の場合

☑ここはチェック！

- Q. 専門職が事前準備で調べた内容は、あらかじめ個別避難計画に記載したうえで、対象者本人や家族等と作成してもいいのでしょうか？
- A. 事前に準備をすることにより、個別避難計画の作成がスムーズに行えます。一方で、調べた内容については、対象者本人やご家族等と一つ一つ一緒に確認することにより、新たな気づきも期待できるため、個別避難計画への記載は、対象者本人やご家族等と一緒に行ってください。

計画を作ってみましょう！

オンラインによる計画作成・提出



個別避難計画の作成、市への提出をオンラインで行うことができます。

準備するもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・お薬手帳などの任意で計画に追加する添付ファイル
(5MBまで 許容ファイル:pdf、docx、xlsx、zip)



1

申請ページへのアクセス

インターネットに接続し、以下 URL の町田市ホームページから、
オンライン申請を行う届出のGraffer^{グラファァー}の申請画面を開きます。

URL:<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/earthquake/youengosyasien/kobetuhinan.html>



2

申請方法

電子申請ページから Graffer のアカウントでログイン、もしくはアカウントを新規作成し、ログインしてください。

※アカウント登録がなくても、メールアドレス認証によりゲスト利用が可能ですが、申請時間制限(30分)や入力内容の一時保存、送信履歴の確認等、一部機能が制限されます。

3

申請内容の入力

利用規約に同意後、申請内容を入力します。また、必要に応じて、ファイルを添付できます。

すべての入力が完了すると申請内容の確認画面が開きますので、内容の確認をします。確認完了後、次のページの「この内容で申請する」ボタンをクリックします。

4

申請終了

申請が完了すると、「受付完了メール」が届きます。

内容をよく確認のうえ、修正等がある場合は、福祉総務課までご連絡ください。

申請内容の審査が完了したら「申請完了メール」が届きます。

これで申請は完了です。

4 副本の受け取りと共有

作成した計画は、市が副本を作成し、対象者本人と避難を支援する関係者に送付します。専門職が作成を行った場合は、専門職にも副本を送付します。

副本を対象者本人と避難を支援する関係者で共有し、災害に備えます。

5 計画の管理・更新

(1) 計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体的状況等の他、家族や避難支援者の大切な個人情報に記載されており、厳重に取扱う必要があります。

災害対策基本法第49条の規定に基づき、個別避難計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。

また、災害が発災し、発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。

個別避難計画の提供を受けた方は、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。そのため、作成した個別避難計画(副本)の管理についても、適切な保管が求められます。

管理上の注意事項

<対象者本人又は家族等>

- 個別避難計画書は、災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
※ただし、関係者以外が閲覧など出来ないような場所を選ぶ。
- 年に1回程度を目安に定期的に記載内容の点検を行い、心身の状況や避難支援者、避難経路等の変更が生じた場合は、「個別避難計画」を最新の状態に更新する。

<専門職>

- 事業所内において、災害時等にすぐに確認できる方法で保管する。
- 守秘義務を守り、情報の取り扱いに注意し、目的外の使用はしない。
- 年に1回程度を目安に定期的に記載内容の点検を行い、対象者の心身の状況や避難支援者、避難経路等の変更が生じた場合は、「個別避難計画」を最新の状態に更新する。
- 不要となった個別避難計画は、福祉総務課に返却するか、シュレッダーで裁断処理するなどして適切に破棄する。

<避難支援者(地域の方など)>

- 「個別避難計画」を災害時等にすぐに確認できる場所に保管する。
※ただし、関係者以外が閲覧など出来ないような場所を選ぶ。
- 守秘義務を守り、情報の取り扱いに注意し、目的外の使用はしない。
- 何らかの理由で避難支援者を外れる場合は、速やかに対象者に申し出る。

(2)計画の更新

対象者本人の心身の状況や、取り巻く環境の変化に伴い、個別避難計画の見直しが必要になる場合があります。避難の実効性を高めるためにも、定期的に個別避難計画の点検が必要です。

概ね1年を目安に見直しを行い、計画の更新が必要な場合は更新をお願いします。

※更新の具体的な取り扱いについては、検討中です。決まり次第ご案内させていただきます。

本事業やこのハンドブックに関するお問い合わせ

住所及び担当部署	連絡先
〒194-8520 町田市森野2-2-22 地域福祉部福祉総務課事業係	電話：042-724-2537 FAX：050-3101-0928

ハザードマップや避難施設に関するお問い合わせ

	住所及び担当部署	連絡先
ハザードマップに関すること	〒194-8520 町田市森野2-2-22 防災安全部防災課計画担当	電話：042-724-3218 FAX：050-3085-6519
避難施設や備蓄物資に関すること	〒194-8520 町田市森野2-2-22 防災安全部防災課地域防災担当	電話：042-724-2107 FAX：050-3085-6519